

事 務 連 絡

令和 7 年 8 月 19 日

各都道府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人 全国建設業協会
事業部

「工作物石綿事前調査者制度及び事前調査結果報告制度の
周知用ポスター・リーフレット」の送付について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、石綿のばく露等の防止については、関係法令に基づき、建築物又は工作物等の解体又は改修の作業を行うときは、あらかじめ石綿の使用の有無を調査（以下「事前調査」という。）することが事業者には義務付けられています。

こうした中、石綿障害予防規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 2 号）、大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年環境省令第 10 号）等の施行により、一部の工作物について、令和 8 年 1 月 1 日以降着工の工事から、工作物石綿事前調査者等に事前調査を行わせることが事業者には義務付けられます。

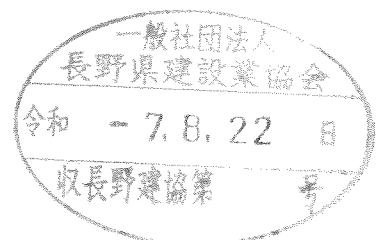
また、一定規模以上の建築物及び特定工作物の工事については、関係法令に基づき、労働基準監督署及び都道府県等に事前調査結果を報告することが事業者には義務付けられております。

今般、厚生労働省委託事業「令和 7 年度 改正石綿障害予防規則の周知広報事業」において、これらの制度を関係団体及び事業者の皆様に変更して周知するため、ポスター及びリーフレットを作成しました。

つきましては、ポスター等をお送りいたしますので、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

（送付資料）

- ・ポスター・・・・・・・・１枚
- ・リーフレット・・・・・・20 枚



※今回のポスター及びリーフレットは、「石綿総合情報ポータルサイト」の「リンク・資料」のページ（<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/material/#leaflet>）にも掲載しています。

以上

【担当】事業部 八重樫